

宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金（グループ開発型）交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、産学官連携による新産業の創出及び高度電子機械産業や自動車産業分野等（以下「高度電子機械産業分野等」という。）の研究・技術開発の促進及び市場参入の推進を図るため、高度電子機械産業分野等の研究・技術開発に取り組む産産連携又は産学連携により構成されるグループに対し、研究・技術開発に要する経費について、予算の範囲内において宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費（グループ開発型）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「事業者等」とは、次に掲げるものをいう。

法人、その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この要綱において、「県内事業者等」とは、次に掲げるものをいう。

県内に事業所を置く事業者等をいう。

3 この要項において、「代表者」とは、次に掲げるものをいう。

グループを代表し補助事業の手続き及び経費管理に関する一切を行う県内事業者等をいう。

4 この要綱において、「大学等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 大学

(2) 高等専門学校

(3) 国立試験研究機関又は公立試験研究機関（宮城県産業技術総合センターを除く。）

(4) 研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人及び公益法人

5 この要綱において、「グループ」とは、次の条件を満たすものをいう。

(1) 県内事業者等を含む、3者以上の事業者等又は2者以上の事業者等及び大学等で構成し、研究・技術開発に取り組むこと。

(2) グループを構成する事業者等は、補助事業実施の役割分担及び費用分担を行うこと。

(3) グループを構成する事業者等間で、実施内容、費用負担、研究成果の帰属について取り決めがあること。

(4) グループを構成する事業者等は、代表者に主たる手続き、経費管理の一切について委任を行うこと。

(5) グループを構成する事業者等の全部又は一部について、総株主の議決権の過半数を有する等、会社法第2条に規定する親会社等と子会社等の関係ではないこと。

(対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げるもののうち知事が必要かつ適当と認めるものとし、その補助率、補助限度額及び補助事業期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助率 2分の1以内
- (2) 補助限度額 1年度あたり10,000千円以内。ただし、県内事業者等以外の総額は1年度あたり補助金額の10分の3以内とする。
- (3) 補助事業期間 最長3年間

(事業計画書の提出)

第4条 補助金の交付を申請しようとする代表者は、あらかじめ事業計画書(様式第1号)を別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 前項の計画書の提出部数は1部とする。

3 次の各号のいずれかにグループを構成する事業者等が該当する場合は、事業計画書の提出をすることができない。

- (1) 補助金の交付対象となる事業について、国又は市町村等の補助金を受ける場合
- (2) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等
- (3) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(事業の採択)

第5条 知事は、事業計画書の提出があったときは、その内容の審査を行い、補助金を交付する事業を採択し、代表者に通知するものとする。

2 知事は、必要に応じ、前項の通知に条件を付すことができる。

(補助金の交付の申請)

第6条 第5条第1項の通知を受けた代表者は、知事が別に定める日までに、交付申請書(様式第2号)により規則第3条第1項に規定する交付の申請を行うものとする。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第7条 代表者は、前条の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 知事は、第6条の申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、補助事業期間において、次に掲げる場合は、補助事業の進捗状況及び翌年度の事業計画を審査し、補助金を継続し交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

(1) 初めて補助金の交付を受けた年度の翌年度も補助事業を継続するとき。

(2) 2度目の補助金の交付を受けた年度の翌年度も補助事業を継続するとき。

3 知事は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、前条のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 交付決定を受けた代表者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、変更承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助事業に要する経費相互間の20%以内の変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、遅延等報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(状況報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業年度の9月30日及び12月31日現在における補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書（様式第6号）により、規則第10条に規定する報告を行うものとする。

2 前項の報告書の提出期限は、それぞれ翌月20日までとする。

3 知事は、第1項の報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む）は、実績報告書（様式第7号）により、規則第12条第1項に規定する報告を行うものとする。
- 2 前項の報告書の提出部数は1部とする。
- 3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から20日を経過した日又は補助事業年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までとする。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

- 第12条 補助事業者は、第11条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

- 第13条 知事は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に補助金を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。
- 2 前項ただし書による補助金の概算払で補助金の交付を受けようとする補助事業者は、概算払請求書（様式第8号）による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付決定前着手)

- 第15条 補助事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により当該交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、速やかに交付決定前着手届（様式第10号）を提出するものとする。

(財産の管理及び処分等)

- 第16条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。
- 2 規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、重要な器具その他の財産とする。

- 3 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、財産処分申請書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

（産業財産権に関する届出）

第17条 補助事業者は、補助事業年度又は補助事業年度の終了後3年以内に、補助事業に基づく発明、考案等に関する特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）について、それらを出願し、取得し、若しくは譲渡した場合又はそれらに実施権を設定した場合には、その旨を当該年度の終了後20日以内に、産業財産権届出書（様式第12号）により、知事に届け出なければならない。

（成果の事業化）

第18条 補助事業者は、補助事業に基づき取得した成果の事業化に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業年度の終了後5年間に於いて、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況について、経過報告書（様式第13号）により、知事に報告しなければならない。

（収益納付）

第19条 知事は、前条第2項の規定による報告により、補助事業者が当該補助事業を実施した成果の事業化、産業財産権の譲渡、実施権の設定その他当該補助事業を実施した成果の他への供与により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第3条関係）

経費区分	内 容	
研究・技術開発費	原材料費	原材料費及び副資材の購入に要する経費
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・「構築物」は研究・技術開発に必要不可欠で、補助の対象として適切なプレハブ等の簡易なものに限る
	機械装置費	機械装置の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・自社により機械装置を製作する場合の部品等を含む
	工具器具費	工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費 ・原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費 注) グループを構成する事業者等への外注加工費は対象とならない。
	分析等費	研究・技術開発に係る分析等に要する経費 ・研究・技術開発に必要な分析、解析、試験等に支払われる経費
	技術指導受入費	技術指導の受入に要する経費 ・研究・技術開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合及び産業財産権等の導入に支払われる経費
	共同開発費	研究・技術開発を共同で行う場合に要する経費 ・大学、研究機関等と共同で研究・技術開発を行う場合に要する経費 注1) 事業者等と大学等でグループを構成する場合には、事業者等の大学等への技術指導受入費又は共同開発費による経費負担を必須とする。 注2) 研究・技術開発費に占める技術指導受入費及び共同開発費の合計額の割合は2分の1を限度とする。
	人件費	研究・技術開発に直接関与する者の人件費 ・ただし、直接作業時間に対するものに限る 注) 研究・技術開発費に占める人件費の割合は2分の1を限度とする
その他の経費	研究・技術開発に当たって、特に必要と認められる経費	
需要開拓費	需要開拓指導受入費	需要開拓指導の受入に関する経費 ・需要開拓を行うに当たって外部からの指導を特に必要とする場合、指導者等に支払われる経費
	事務費	需要開拓に係る事務経費 ・会議費、会場借料、資料費、印刷費、原稿料、集計費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費
	会場設営・運営費	会場設営・運営に要する経費 ・需要開拓のために必要な展示会の開催及び展示会への出展等に係る経費
	広報宣伝費	広報宣伝に要する経費

委託費	調査・分析委託費，意匠開発委託費 ・需要開拓を行うに当たって，調査や分析，意匠開発を外部の機関に委託して行う場合に，外部機関に支払われる経費
その他の経費	需要開拓に当たって，特に必要と認められる経費